

さいたま市教組新聞

さいたま市
教職員組合
TEL 641-6763
FAX 648-3567
Eメール saitama@kyouiku-net.org
ホームページ
http://saitama6763.web.fc2.com/
2009.5.20(水)
No.156

県職員・教職員の夏季一時金0.2月削減許すな 5・19地公労団体交渉で、当局の姿勢を追及

人事委員会の不当な0.2月凍結勧告

県人事委員会

県人事委員会は5月15日、上田県知事と県議会議長に報告と勧告を提出しました。

人事院が異例の特別調査を行い、国家公務員の夏季一時金を0.2月凍結する勧告を出し、さらに総務大臣が各人事委員会や首長に圧力を加える元で、埼玉県人事委員会は地公労3組合の強い反対の声を顧みず、県職員と教職員の夏季一時金0.2月を凍結する、という勧告を出しました。



8万6千円が減らされる!

公務員の労働基本権を不当にも制約しているなかで、代償機関・中立機関としての責務を放棄したこのような勧告は断じて容認できません。

ルール無視の調査

人事院の勧告は、通常5月から全国の約1万1千の民間事業所を対象に精緻な調査を実施します。前年の8月から本年の7月までの賃金、一時金を調査して公務員の賃金・労働条件についての勧告を出します。ですから現在の民間事業所の動向は本来の5月からの調査で反映すればいいわけです。それが人事院勧告のルールです。今回の特別調査はルール無視の調査です。人事院の特別調査の対象民間事業所は2669社で、調査集計企業は2017社です。本来の調



地公労団交に臨む3組合書記長 19日、県庁内

減のもとで長時間過密労働を強いられる県職員・教職員の労働実態や感情からは到底承服できないものではない、この追及にまともな答弁ができません。

経済不況責任は誰にあるのか

「誰が今日の経済不況をつくったのか」「県職員・教職員に責任があるのか」の追及に、総務部長は「職員には原因があるとは考えていない」と回答するものの、使用者責任を明らかにする回答はしていません。

平均8万6千円減額では生活設計が狂う

団体交渉に参加した組合員からは、次々と切実な発言が続きました。家のローンの組み替えをしなければならぬ二人目の子どもを産めない過去、勧告が無かったのに2年間の特例減額を行ったが、その付けは返してもらっていない

勧告が出ていないのに減額やカットで、不当な勧告には「尊重する」とは都合のいい「人勧の尊重」だ

8割近くの民間事業所がこれから夏季一時金を決めるのに、公務員が下げたら民間が下がる国はまだ給与法を国会で変えていないのに、なぜ県が決めるよとするのか

交渉は継続に署名の集約を

19日の交渉は継続となりました。2回目の交渉は21日、17時30分に設定されました。急いで県知事宛の団体署名に一言書き、署名をして本部にFAXしてください。

中学校40校修学旅行延期にキャンセル料は行政の責任で措置を

さいたま市教委は、18日、市内中学校の関西方面への修学旅行を延期するよう指示しました。今週は4校、25日の週に29校、6月1日の週に9校が修学旅行を計画していました。これは大阪や神戸等関西方面での新型インフルエンザの拡大で、感染予防を考慮してのことでしょう。しかし、問題も非常に大きいものがあります。キャンセル料はどうなるのかを市教委に問い合わせても、まだ検討中との

